

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉 田 晃 敏

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程（平成16年旭医大達第138号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条（略） （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教務部図書館情報課</u>が関係部課等の協力を得て処理する。 （雑則）</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第7条の規定は平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b> 平成31年4月1日付で情報セキュリティ業務が図書館情報課の所管となったことに伴い、所要の改正を図るものである。</p>	<p>第1条～第6条（略） （庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務部総務課</u>が関係部課等の協力を得て処理する。 （雑則）</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>